

富山県橋梁定期点検（レベル2点検）業務積算基準（初回点検）

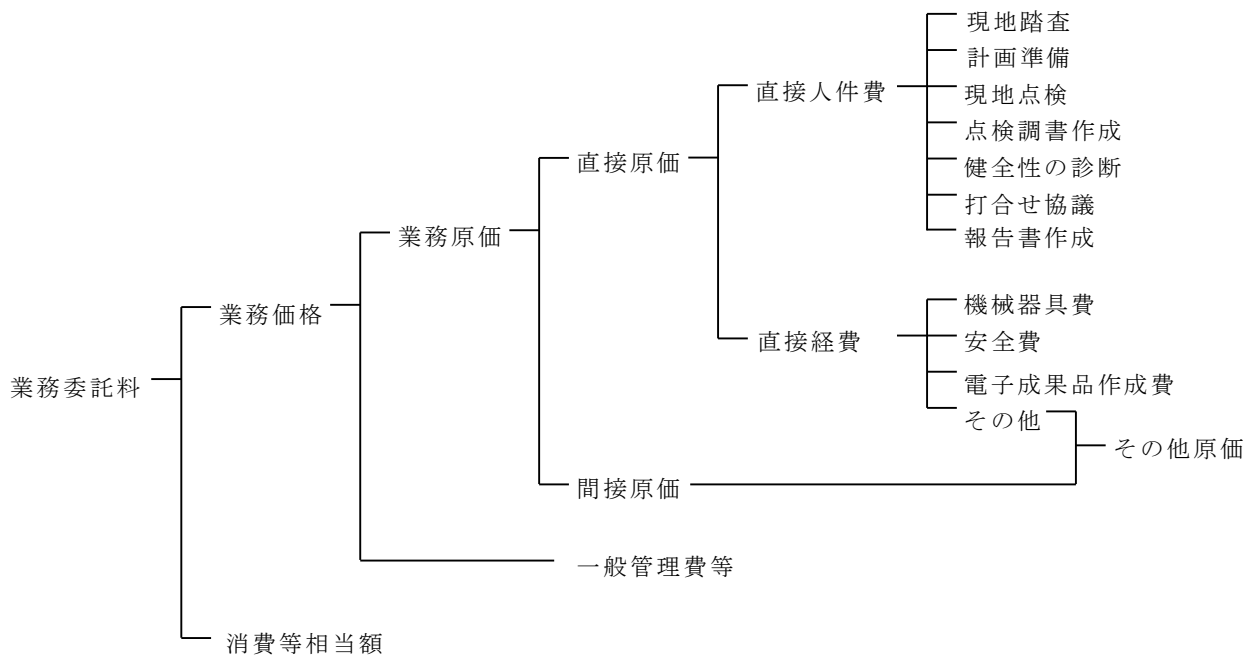
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する**小規模橋梁（15m未満）や簡易な構造の橋梁（単純床版、単純RCT・PCT、溝橋など）の初回の橋梁定期点検（レベル2点検）に適用**する。

なお、本積算基準に記載のない事項については、富山県土木部の「設計業務等共通仕様書」による。

2 業務委託料の構成

積算体系は、「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」に準じる。



3 直接人件費

3-1 現地踏査

(1) 業務内容

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。

(2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
現地踏査	0.50				0.50	10橋当たり

注) 橋梁間の移動時間を含む。

3-2 計画準備

(1) 業務内容

- ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
- ② 富山県橋梁維持管理システムから点検対象橋梁の調書を出力する。
- ③ 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
 - a 業務概要 b 実施方針 c 業務工程
 - d 業務組織計画 e 打合せ計画 f 成果品の内容、部数
 - g 使用する主な図書及び基準 h 連絡体制（緊急時含む）
 - i 屋外で行う業務において使用する主な機器 j その他

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
計画準備		0.20		0.20		10橋当たり

3-3 現地点検

(1) 業務内容

1 編成は、橋梁点検員1名、点検補助員2名を標準とする。

- ① 地上から徒歩、梯子等により、全径間の全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ② 損傷の評価は、損傷等級を3段階に区分することを基本とし、8分割した各パネルに対して損傷等級を評価し記録する。部材全体へのひろがりや評価しにくい損傷種類に対しては、有無を記録する。（「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」8.2損傷等級の判定区分に基づく）
- ③ 損傷の状況、程度、位置等がわかるよう写真撮影及び損傷図（ポンチ絵程度）の作成を行う。

(2) 標準歩掛（交通整理員等が必要な場合は、別途積上げる。）

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検	2.00				4.00	10橋当たり

3-4 点検調書作成

(1) 業務内容

現地点検の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。

- ① 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
- ② 損傷図（ポンチ絵程度）
- ③ 損傷写真

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
点検調書作成			0.50	2.50	2.50	10橋当たり

3-5 健全性の診断

(1) 業務内容

緊急的な対策が必要と判断される損傷とそれ以外の損傷に区分し、部材単位及び橋梁単位で「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年国土交通省告示第426号）に基づき、健全性を診断する。また、富山県橋梁維持管理システムに所見を入力する。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
健全性の診断	0.50		0.50		1.50	10橋当たり

3-6 打合せ協議

(1) 業務内容

① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

② 中間打合せ

健全性診断時の1回を標準とし、打合せを行う。

③ 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
業務着手時 打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
中間打合せ		0.50	0.50			1業務当たり
成果品納入時 打合せ	0.50		0.50			1業務当たり

3-7 報告書作成

(1) 業務内容

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
報告書作成			0.30		0.30	10橋当たり

4 直接経費

4-1 機械器具費

ライトバン運転経費

① 運転経費

ア 運転時間

現地踏査及び現地点検において、橋梁間の移動に必要な時間であり、移動時

間は、1日当たり1.5時間を標準とする。

イ 供用日

現地踏査については、1日当たり20橋を標準とする。

現地点検については、3-3に準じて対象橋梁に応じた供用日を算出する。

② 単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×Th
損料	ライトバン1500cc	h	T			運転時間当たり損料
損料	ライトバン1500cc	日	1			供用日当たり損料

4-2 安全費

安全管理を目的とし、点検に当たり、常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全に努めるものとする。

交通誘導員等の安全費は現地状況等を勘案し、必要に応じ、適切に計上するものとする。

4-3 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

5 その他原価

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

6 一般管理費等

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。